

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第二十四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条の七まで（現行のとおり） （指定地球温暖化対策事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条の七まで（略） （指定地球温暖化対策事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。</p>

ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号の持株会社をいう。以下この号において同じ。）であつて、かつ、その子会社（同法第九条第五項の子会社をいう。以下この号において同じ。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。）であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下この号において「特定中小企業」という。）である場合

イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合

ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合

エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合

オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第六号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会

二 中小企業等協同組合法（昭和三十四年法律第百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する事業協同小組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合

四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条に規定する生活衛生同業組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会

六 個人

2 及び 3 （現行のとおり）

第四条の二から第四条の七まで （現行のとおり）

（指定の取消し）

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当することを証する書類（第一号又は次項第二号に該当する場合を除き、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録検証機関による検証の結果を含む。）を添えて行わなければならない。

一 から三まで （現行のとおり）

2 条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量が、千キロリットル未満であること。

二 事業所のうち第四条第一項各号に掲げる者が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上であること。

2 及び 3 （略）

第四条の二から第四条の七まで （略）

（指定の取消し）

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当することを証する書類（第一号に該当する場合を除き、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録検証機関による検証の結果を含む。）を添えて行わなければならない。

一 から三まで （略）

2 条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満であることとする。

3 及び 4 (現行のとおり)

第四条の九から第四条の十五まで (現行のとおり)

(削減義務率)

第四条の十六 (現行のとおり)

事業所の種類		割合
一 (現行のとおり)	(一) (現行のとおり) ア (現行のとおり) イ 熱供給事業所以外 で、知事が別に定める 基準となる期間にお ける他人から供給さ れた熱に係る原油換 算エネルギー使用量 の、当該期間における 全ての燃料等に係る 原油換算エネルギー 使用量に占める割合 が平均で二割未満で あるもの(以下「自己 熱源事業所」という。)	(現行の とおり)
	(二) (現行のとおり)	(現行の とおり)
二 (現行のとおり)		(現行の とおり)

3 及び 4 (略)

第四条の九から第四条の十五まで (略)

(削減義務率)

第四条の十六 (略)

事業所の種類		割合
一 (略)	(一) (略) ア (略) イ 熱供給事業所以外 で、知事が別に定める 基準となる期間にお ける他人から供給さ れた熱に係る原油換 算エネルギー使用量 の、当該期間における すべての燃料等に係 る原油換算エネル ギ―使用量に占める 割合が平均で二割未 満であるもの	(略)
	(二) (略)	(略)
二 (略)		(略)

とおり)

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年
 度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第二期削減義務率」とい
 う。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年まで
 に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（以下「第一期該当事業所」とい
 う。）にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化
 対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類	割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	百分の十七 八
	(二) (一)以外のもの	百分の十五 六
二 第二区分事業所		百分の十五 六

3 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、次の表の上欄に掲
 げる事業所の種類に該当するものの第二期削減義務率は、同欄に掲
 げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応
 じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて
 得た割合とする。

事業所の種類	割合
一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる必要設備（電気事業法施行令（昭和四	百分の四

<p>十年政令第二百六号) 第九条の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。) が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。) 第五条第一項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア(需要変動の率が十パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。)</p>	
<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの。ただし、ア及びオにあつては、東京都が当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者である場合を除く。</p> <p>ア 告示第五条第一項第一号エ</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号キ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア(需要変動の率が十パーセント以上十五パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。)</p> <p>エ 告示第五条第一項第二号エ</p> <p>オ 告示第五条第一項第二号オ</p> <p>カ 告示第五条第一項第二号カ</p> <p>キ 告示第五条第一項第二号キ</p>	<p>百分の二</p>

第四条の十七から第四条の十九まで (現行のとおり)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

- 1 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所(次号の事業所を除く。) 第四条の十六各項に規定する削減義務率の四分の三
- 2 地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所 第四条の十六各項に規定する削減義務率の二分の一

4及び5 (現行のとおり)

第四条の二十一から第四条の二十一の十六まで (現行のとおり)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

1 (現行のとおり)

- 1 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合(前項第一号又は第二号の書面に添付する場合を除く。) 当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの

3 (現行のとおり)

第四条の二十一の十八から第五条の十一まで (現行のとおり)

(検証業務の実施方法)

第四条の十七から第四条の十九まで (略)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 (略)

2 (略)

3 (略)

- 1 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所(次号の事業所を除く。) 第四条の十六の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合の四分の三
- 2 地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合する特定地球温暖化対策事業所 第四条の十六の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合の二分の一

4及び5 (略)

第四条の二十一から第四条の二十一の十六まで (略)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (略)

2 (略)

1 (略)

3 (略)

第四条の二十一の十八から第五条の十一まで (略)

(検証業務の実施方法)

第五条の十二（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一（現行のとおり）

二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社（~~会社法（平成十七年法律第八十六号）~~第一条第三号に規定する子会社をいう。）とする株式会社をいう。）

三から五まで（現行のとおり）

第五条の十三から第八十三条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで（現行のとおり）

第五条の十二（略）

2（略）

一（略）

二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社とする株式会社をいう。）

三から五まで（略）

第五条の十三から第八十三条まで（略）

別表第一から別表第二十まで（略）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで（略）